

町からみなさんへの大切なお知らせです。



固定資産税の減額の終了について

問 町民税務課 税務係（内線 1302、1303）

平成 30 年度から令和 2 年度まで、山木屋地区においては、土地及び家屋に対して課税標準額の 2 分の 1 を減額、また、山木屋地区以外の農地及び山林等の土地に対しても、国の通知に基づく震災残価率（90%）を適用して固定資産税の減額をしてきましたが、令和 3 年度の課税からは通常の課税に戻ります。

課税対象の方には、ご確認をいただきますとともにご理解とご協力をお願いいたします。

固定資産税課税台帳の縦覧について

問 町民税務課 税務係（内線 1302、1303）

固定資産税課税台帳の縦覧を行います。縦覧とは納税義務者が自分の所有する土地・家屋の評価額を他の土地・家屋の評価額と比較できる制度です。これにより自分の土地や家屋が適正に評価されているかを判断していただけます。ぜひこの機会にご自身の資産（土地・家屋）をご確認ください。

■期間 5 月 31 日(月)まで

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

■場所 町民税務課税務係

■縦覧できる方 納税義務者、同居の親族、納税管理人、法定相続人、成年後見人等

■持参するもの 印鑑、身分証明書（運転免許証、健康保険証等）

■手数料 無料※ただし課税標準額が免税点未満の納税義務者及び償却資産の縦覧は対象外となります。

軽自動車税種別割（旧軽自動車税）の減免について

問 町民税務課 税務係（内線 1302、1303）

身体等に障がいのある方が軽自動車を所有している場合、一定の条件に該当すれば、軽自動車税種別割が減免になります。標記担当まで申請してください。

※複数台所有の場合は、1 台に限り減免となります。（普通乗用車も含む。）

■持参するもの

①令和 3 年度軽自動車税種別割納税通知書

②身体障がい者等の手帳

③運転免許証

④印鑑

⑤車検がある車種の場合は自動車検査証

⑥申請者の個人番号（マイナンバー）が確認できるもの

■申請期限 5 月 24 日(月)まで

自動車税種別割に係る減免申請期限

問 町民税務課 税務係（内線 1302、1303）

令和 3 年度の自動車税種別割に係る減免の申請期限は、6 月 30 日(水)まで期間を延長し受付します。対象となる個人の方、法人等におかれましては申請忘れのないように手続きを済ませましょう。なお、軽自動車税の減免申請期限は延長となりませんのでご注意ください。

■問い合わせ先

自動車全般に関することについて

福島県県北地方振興局県税部課税第二課自動車税チーム（福島市杉妻町 2-16 北庁舎 4 階）

Tel 024-521-2702

自動車税種別割（旧自動車税）の納期限は 5 月 31 日(月)です

自動車税種別割は、毎年 4 月 1 日午前零時現在で車検証に記載されている「所有者」または「使用者」に課税される県の税金です。

令和 3 年度の自動車税種別割納税通知書は、5 月上旬に送付されますので、最寄りの金融機関等をはじめ同封されているお知らせに記載されている方法にて納期内納付を心掛けましょう。

また、自動車を譲渡したとき、使用しなくなったとき、住所を移転した際は、お早めに最寄りの陸運支局等で手続きをしましょう。

なお、自動車税種別割を納付した際の車検継続用の証明書については、現在、県税と陸運支局間においてシステム化およびペーパーレス化が図られており、紙の証明書がなくても車検を受けることが可能です。

【自動車全般に関する問い合わせ先】

福島県県北地方振興局県税部課税第二課自動車税チーム（福島市杉妻町 2-16 北庁舎 4 階）

電話 024-521-2702

【自動車の登録手続きの問い合わせ先】

東北運輸局福島運輸支局（福島市吉倉字吉田 54）

電話 050-5540-2015（登録部門）

土砂災害特別警戒区域指定地の評価額の減額

問 町民税務課 税務係（内線 1302、1303）

土砂災害防止法に基づき、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定された土地（宅地）は、宅地の評価額を 15% 減額します。これに伴い固定資産税（土地）が減額となります。土砂災害警戒区域（イエローゾーン）内の土地については減額の対象外となります。



行政

原子力被災 12 市町村農業者支援事業

☎ 産業課 農業振興係（内線 1502）

標記事業について、令和 3 年度も事業が継続となりました。申請書等の作成には時間を要しますので、事業活用を検討されている方におかれましては、事前にご相談くださるようお願いいたします。なお、施設整備の場合は、さらに手続等が必要になりますので、余裕を持ってご相談ください。

■事業内容 原子力被災 12 市町村において、営農再開等を行う場合に必要となる農業用機械、施設、家畜等の導入の取組に必要な経費を福島県が事業実施主体に助成し、営農再開を図る。

■事業実施主体 被災 12 市町村において営農再開や規模拡大、新規作物の導入等を行う、販売を目的とする農業者。

■補助率 3/4 以内（補助対象経費の上限額は原則 1,000 万円）。なお、果樹の新植・改植、家畜の導入には補助金額に上限があります。

■対象経費

- ①農産物の生産、流通、販売に必要な機械の導入経費
 - ②農産物の生産に必要な施設（パイプハウス、家畜飼養管理施設等）
 - ③施設導入に必要な撤去に要する費用
 - ④果樹の新植・改植、花き等の種苗等の導入経費（花き等の種苗等は複数年使用するもの）
 - ⑤家畜の導入経費（各家畜の月齢等諸要件があります）
- ※機械の単純更新等は該当になりません。

※申請前の購入及び着工については補助の対象になりません。

■今後の申請受付見込み

- ①令和 3 年 5 月中旬～ 6 月中旬
- ②令和 3 年 8 月中旬～ 9 月中旬
- ③令和 3 年 11 月上旬～ 11 月中旬

町県民税の減免措置の終了について

☎ 町民税務課 税務係（内線 1302、1303）

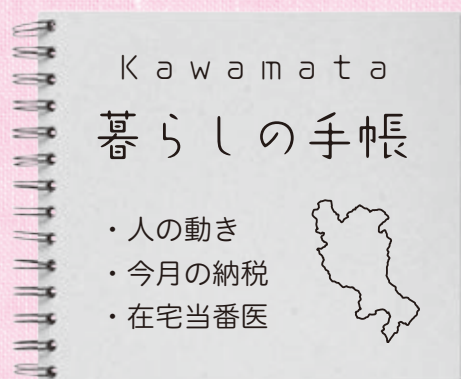
震災当時山木屋地区に住所のあった方に対して、合計所得金額に応じて行ってきた町県民税の減免措置は令和 2 年度で終了となります。

令和 3 年度から通常の課税となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

女性のミカタ健康サポートコール

専用コール 024-535-5615

福島県は女性の身体や性に関する悩み・不安に幅広く対応しています。（平日午前 9 時～午後 5 時、相談無料）



5 月

人の動き -population-

令和 3 年 4 月 1 日現在（前月比）

人口 12,485（-40）

男 6,327（-29）

女 6,158（-11）

世帯 5,376（+1）



今月の納税

軽自動車税

固定資産税 1 期

納期限は 5 月 31 日(月)です。

在宅当番医 -doctor-

◇◇◇ 5 月 ◇◇◇

2 日	済生会川俣病院	Tel 566-2323
3 日	済生会春日診療所	Tel 566-2707
4 日	むとうこどもクリニック	Tel 565-2435
5 日	十二社内科外科	Tel 597-8907
9 日	あんざい整形外科クリニック	Tel 565-3511
16 日	村上医院	Tel 565-3637
23 日	佐藤医院	Tel 566-2321
30 日	鈴木内科医院	Tel 565-2688

◇◇◇ 6 月 ◇◇◇

6 日	済生会川俣病院	Tel 566-2323
13 日	済生会春日診療所	Tel 566-2707
20 日	佐藤医院	Tel 566-2321
27 日	あんざい整形外科クリニック	Tel 565-3511

※あんざい整形外科クリニックには、2 名（整形外科、内科含む）の医師が在籍しています（在宅当番医時のみ）。

